

富山県光熱費等高騰対策緊急支援事業費補助金（医療分）交付要綱

（趣旨）

第1条 原油価格等高騰の影響を受ける県内医療機関等に対し、光熱費等の高騰分を支援するため、予算の範囲内において、富山県光熱費等高騰対策緊急支援事業費補助金（医療分）（以下、「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、富山県補助金等交付規則（昭和37年富山県規則第10号）及びこの要綱に定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）病院 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院をいう。
- （2）診療所 医療法第1条の5第2項に規定する診療所をいう。
- （3）薬局 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第12項に規定する薬局をいう。
- （4）施術所 あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第9条の2又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）第19条の規定により開設した施術所をいう。
- （5）助産所 医療法第2条に規定する助産所をいう。
- （6）歯科技工所 歯科技工士法（昭和30年法律第168号）第21条の規定により開設した歯科技工所をいう。

（交付の対象）

第3条 令和6年4月1日時点において富山県内に所在し、申請日時点において稼働している病院、診療所、薬局、施術所、助産所、歯科技工所を運営する者（県又は市町村を除く）を交付の対象とする。

（交付対象事業等）

第4条 交付対象事業は、次に掲げる事業とし、対象となる施設、要件及び交付額は、別表に定めるとおりとする。

- （1）光熱費支援事業
- （2）車両燃料費支援事業

(同意事項)

第5条 次の各号のいずれにも同意したものでなければ、補助金を交付しない。

- (1) 交付対象施設の要件を満たしていること
- (2) 交付のために提出した書類に虚偽がないこと
- (3) 補助金の申請は、1施設につき1回限りとすること
- (4) 富山県暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないこと。また、暴力団員が役員ではなく、暴力団と密接な関係を有しておらず、かつ将来にわたっても該当しないこと
- (5) 虚偽が判明した場合は、補助金の返還に応じること

(交付申請)

第6条 補助金の交付を申請しようとする者は、富山県光熱費等高騰対策緊急支援事業費補助金（医療分）交付申請書及び実績報告書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、令和7年2月28日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 該当自動車一覧表（様式第2号。第4条第2号の補助金を受給しようとする者に限る。）
- (2) その他知事が必要と認める書類

(交付の決定及び額の確定等)

第7条 知事は、申請書を受理した場合は、その内容を審査し、必要に応じて現地を調査した上で、補助金を交付すべきものと認めるときは、交付決定及び額の確定を行い、富山県光熱費等高騰対策緊急支援事業費補助金（医療分）交付決定及び額の確定通知書（様式第3号）をもって、申請者にその旨を通知する。

2 前項の審査及び必要に応じた現地調査の結果、補助金を交付すべきでないと認められたときは、富山県光熱費等高騰対策緊急支援事業費補助金（医療分）不交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し等)

第8条 知事は、補助金の交付をした場合において、申請者が次に掲げる各号のいずれかに該当するときには、補助金の返還を命ずることができる。

- (1) 申請の取下げがあった場合
- (2) 本要綱に違反した場合
- (3) 虚偽又は不正の手段をもって補助金の交付を受けた場合
- (4) 重大な法令違反又は公序良俗に反する行為等により、補助金を交付することが適当でないと認められた場合

(調査)

第9条 知事は、補助金の交付に関し、必要な調査を行うことができる。

2 補助金の交付を受けようとする又は交付を受けた者は前項の調査に協力しなければならない。

(関係書類の保管)

第10条 補助金の交付を受けた者は、申請に係る証拠書類を整理し、補助金の交付年度の翌年から起算して5年間保管しておかなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に規定するもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年10月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年12月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年12月17日から施行する。